

別添

佐賀県警察本部建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領

第1 目的

この要領は、佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領に基づき、毎年度、佐賀県警察本部会計課（以下「会計課」という。）が執行する建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）において、入札参加希望者（以下「申請者」という。）から提出される「同種工事の施工実績」等について審査を行い、その結果を入札執行前に登録（以下「事前審査登録」という。）しておくことにより、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する「同種工事の施工実績」等に関する事務の簡素化を図ることを目的とする。

第2 登録対象及び内容

1 「同種工事の施工実績」の登録対象及び内容

「同種工事の施工実績」の登録対象及び内容は、申請者が事前審査登録を申請する年度の前15か年度間に竣工した、次に掲げる工事の施工実績とする。

- (1) 道路標識工事を主たる工事とする工事
- (2) 道路標示工事を主たる工事とする工事
- (3) 信号機工事

2 設計価格の範囲及び資格要件

事前審査登録により入札に参加できる設計価格の範囲及び資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 道路標識工事を主たる工事にあつては、設計価格6,000万円未満とし、県内に建設業法（以下「法」という。）第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、とび・土工・コンクリート工事A、B又はC級の決定を受けた建設業者であり、自社施工の実績を有すること。
- (2) 道路標示工事を主たる工事にあつては、設計価格6,000万円未満とし、県内に法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、塗装工事A、B又はC級の決定を受けた建設業者であり、

自社施工の実績を有すること。

- (3) 信号機工事にあつては、設計価格6,000万円未満とし、県内に法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、電気工事A又はB級の決定を受けた建設業者であり、信号機の新設、移設又は改良工事の自社施工の実績を有すること。

第3 登録の申請

登録の申請は、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」及び事実を証する書類（以下「必要書類」という。）を「入札参加資格要件事前審査登録申請書（様式1）」に添付の上申請するものとする。

第4 審査内容の登録

会計課は、第3の規定により提出された申請書の審査後、会計課内に設置する競争入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）に諮り、登録を決定されたときは、当該申請に係る次に掲げる事項を入札参加資格要件事前審査登録簿に登録し、これを会計課内に備えるとともに、「入札参加資格要件事前審査登録証（様式2）」（以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

なお、委員会において登録を不可とされたときは、「入札参加資格要件事前審査結果不登録通知書（様式3）」により通知するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 商号又は名称
- (4) 所在地
- (5) 工事の種類及び等級
- (6) 入札参加対象工種
- (7) 入札参加対象設計価格
- (8) 入札参加対象地区
- (9) 施工実績（工事名、施工場所、発注機関名、工期、契約金額、工事内容）
- (10) 所在地に関する要件
- (11) その他の資格要件
- (12) 有効期限

第5 変更登録の申請

第4に規定する登録を受けた申請者が、登録内容の変更、又は追加をする場合は、「入札参加資格要件事前審査変更登録申請書（様式4）」に必要書類を添付の上、変更登録の申請をするものとする。

第6 審査内容の変更登録

会計課は、第5に規定する変更登録の申請書を受理した場合は、委員会に諮り、登録の変更を決定されたときは、入札参加資格要件事前審査登録簿に登録の変更を行うとともに、変更後の登録証を当該申請者に交付するものとする。

第7 登録の取消

- (1) 第4に規定する登録を受けた申請者が、その後、登録内容を満たさなくなったときは、「入札参加資格要件事前審査登録取消申請書（様式5）」を提出し、登録証を返却しなければならない。
- (2) 会計課は、第3に規定する申請に虚偽が判明したとき、登録内容が登録要件を満たさなくなったとき、又は登録事項が事実と相違することを確認したときは、委員会に諮り、登録の取消を行うものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定により登録の取消を行ったときは、申請者に事前審査登録の取消を通知（様式6）するものとする。

第8 登録証の提出

第4に規定する登録を受けた申請者は、会計課が発注する入札案件において、入札参加確認申請書に添付する「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」の提出については、同条に定める登録証の写しを提出することに代えることができる。

第9 登録証の有効期限

登録証の有効期限は、登録証発行年度の末日までとする。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。